

平成 29 年 決算審査特別委員会(総括質疑)

- 1 開催期日 平成 29 年 10 月 5 日 (木) 午前 9 時 58 分から午前 11 時 50 分
- 2 開催場所 庁舎 5 階本会議場
- 3 出席委員 國枝決算審査特別委員会委員長、中川決算審査特別委員会副委員長
野村委員、島崎委員、谷浦委員、稲田委員、稲田委員、大迫委員、
木村委員、坂本委員、川崎委員、尾崎委員、鈴木委員、尾崎委員、
田辺委員、鶴谷委員、板垣委員、永井委員、山本委員、滝 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者

【企画財政部】

企画財政部長	川 村 裕 樹	まちづくり担当参事	熊 田 仁
財政課長	佐 藤 亮		

【総務部】

総務部長	福 島 政 則	総務課長	杉 山 正 一
職員課長	佐 藤 直 人	危機管理課長	及 川 浩 司

【市民環境部】

市民環境部長	高 橋 直 樹	市民課長	榎 本 明 嘉
環境課長	志 村 敦		

【保健福祉部】

保健福祉部長	中 屋 直	子育て支援室長	千 葉 直 樹
福祉課長	奥 山 衛	高齢者支援課長	三 上 勤 也
高齢者・障がい者相談担当参事	柄 澤 尚 江		

【建設部】

建設部長	駒 形 智
------	-------

【経済部】

経済部長 藤 木 幹 久

【水道部】

水道部長 藤 嶋 亮 典 下水処理センター長 藤 本 正 志

【会計室】

会計室長 佐々木 伸 契約課長 川 口 弘 恭

【監査委員事務局】

監査委員事務局長 川 合 隆 典

【消防】

消防長 山 崎 克 彦

【教育部】

教育部長 水 口 真 教育部次長 佐 藤 直 己

7 事 務 局

事務局長 仲 野 邦 廣 書記 阿 部 千 明

書記 金 田 周

8 傍 聴 者 1 人

議事の経過

國枝委員長

開会前に申し上げます。

傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより、許可いたします。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

第3回定例会最終日の9月8日に本委員会に付託されました、議案第12号 平成28年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、議案第13号 平成28年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、以上2件を一括して議題といたします。

総括質疑を行います。

通告順に発言を許します。

平政会、川崎彰治委員。

川崎委員。

川崎委員

まずは、30分の予定でお願いしてはいますが、トップバッターということでございますので、なるべく早く済ませたいと思います。

それではまず、新庁舎建設に伴う不具合について、お伺いをいたします。

決算の個別質疑においては、庁舎建設事業の部分払いについての説明を受け、その際の検収課程での検査についての答弁では、検査指摘事項がゼロとのことでありました。そこで、完成引き渡し後、5カ月を経過した、現状での不具合についての見解を尋ね、一部説明がありましたが、総括として改めて説明を求めたいと思います。

まず、1番目として、不具合項目についてですが、個別の軽微な不具合はその都度補修されているようでございますが、大掛かりな不具合についての項目について把握しているものを説明お願いいたします。

それから、解決目標について、不具合についての対策と、改善予定についてご説明を願いたいと思います。

國枝委員長

上野市長。

上野市長

川崎委員のご質問にお答え申し上げます。

新庁舎における不具合についてでございますが、現時点におきましては、床タイルのひび割れと幅木の剥がれを確認しているところであります。

なお、今後の対応につきましては、来年春に予定している一年点検において、施設全体を総合的に確認し、その結果を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

不具合について、私が感じたことの中で、私の行動範囲の中で感じたことを、申し上げさせていただきますと、まず、この議場がどうも、音響が良くない。音響が良くないというよりは、議場自体の材質が、こうって反響している。実は昨日、議運の後に担当の方と

この場でいろいろ検証したんですが、実は今こうやってお話ししている声は、少し響いていると思いますけれども、皆さんのお手元にある各机にあるスピーカーから全体的にこの音が流れているんですけれども、音を消した方が綺麗に届くというような現象があります。天井にはルーバーを付けて、多少は音響に気を付けているなという気はするんですけれども、壁材を見ても、それからその他の様相から見ても、会議をする場所としての、僕もいろんな会議室、宴会場を手掛けてきましたけれども、われわれから見たらお客さんからクレームがくる状況じゃないかと、そういう意識がないかなというふうに思います。そこでお聞きしたいのが、この庁舎建設にあたっては、プロポーザルいわゆる提案式でやられている。提案式というのはある程度の提案をされるんですけれども、中身についての詳細の打ち合わせによって建物ができ上がると思うんですけれども、この議場についての音の要求というのは市側からされたのか、されなかったかについてお答え願います。

國枝委員長

福島総務部長。

福島総務部長

お答えいたします。

設計段階において、議場の反響を抑制するために、天井に、先ほど議員おっしゃいましたようにルーバーを設けるですとか、傍聴席の天井の部分ですけれども、吸音ボードを使用するですとか、床にカーペット素材をするですとかということを配慮するようにしているところがございます。

以上です。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

僕は、細かいところまでやったような、そういうようなところではないなというふうに思います。普通は壁もこんなツルツルのものを使うような会場というのは、僕は初めて見ます。凹凸があれば別ですけれども、材質がこういう平べったい、反響するようなものを使うという自体が、どうも音に対しての配慮がされていないんじゃないかなという気がします。それはそれで、この音の改善は昨日の打ち合わせでは、音響で対応したいということだったので、それについて期待をしたいと思います。

もう 1 点大きなことは、これはもう皆さんご存知だと思うし、個別審査の中でも出てきましたけれども、非常階段の熱の問題です。僕は熱は仕方ないと思います。非常階段です。ただ、今現状の使い勝手の状態というのは、いいかどうか。使い始めてから、ほ

とんど最上階の5階で扇風機で扉を開けっ放しでやっている、換気をしている状況です。換気をするというのは当然いだろうと思うけども、実はあそこは非常階段であって、防火区画です。あそこには防火戸があります。防火戸を開けっ放しで、ずっと使われています。今日は消防さんが来ていないから、予防課さんには本当は確認したかったんだけど、防火戸を開けっ放しで、もし消防査察が入った場合には、指導書を出すはずで、是正勧告をするはずで、それがずっとされたまんまというのは、どうも、要は使い勝手について大きな問題じゃないかというふうに思いますけれども、その辺についてご説明願います。

國枝委員長

福島総務部長。

福島総務部長

庁舎南東側階段室の温度についてでございますけれども、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、避難階段ということで、人が滞在するロビーですとか、執務室、居室エリアとは異なる移動エリアでありますことから、夏場の日差しなどを受けまして、一定程度の温度の上昇が生じることは想定していたところでございます。ただ、今般の夏場における温度上昇については、想定以上のものであったということから、来庁者の皆様に対しましては、階段のところにエレベータ等の利用をお願いする対応をしてきたところでございます。また、先ほどの防火戸の話でございますけれども、防火戸については、防火上問題のないよう管理してまいりたいと考えております。

以上です。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

僕は、解決策については、改善予定について説明願いたいと書いたんですけども、これは早急にやらなきゃいけないんです、本来は。もし、万が一のことがあったら、これは重過失です。それこそ、煙にまかれたなり、下の階から煙が上がってきて、防火扉が開けっ放し、それも通常つっぱりをかけて開けっ放しにしているという状況は、もし事故があったら重過失です。そういうことをずっと放置していることが、僕は問題じゃないかなと。ましてや、何回か議会があつて予防課長も上がってきているところです。指摘が無かったのかなというところは、僕はちょっと心配になります。そこで、なぜあそこが開けっ放しになるかって考えたときに、これは議会があつたりするときに、職員の皆さんが説明の書類を持ってきて、両手に大掛かりに持ってきますよね。それが原因ではないか。上下移動

する時に、そういったものを職員さんが持ち運んだりするので、そういうことになっているんじゃないかということで、僕はあの階段は、非常階段ですから、非常階段専用にして、僕は例えばワンフロアでしたら仕方ないにしても、5階に上がってくるのに、2階、1階、3階の人はエレベータ使わせたらどうですか。職員さんに聞くと、「私たちは一緒に乗れないんです」とよく言われまして、大変教育が行き届いているなと思いきや、やっぱりそういうことがあるのであれば、かえってエレベータを使ってもらったほうがいいんじゃないかというふうに思いますけれども。そういう対応でとりあえずはやっていただいて、抜本的な解消ができないのであれば、それでいくしかないと思うんですけれども。それについては、検討していただけますか。

國枝委員長

福島総務部長。

福島総務部長

お答えいたします。

階段室の対応につきましては、理由の1つとして、換気量の不足による空気の滞留などが考えられますことから、今後、冬期間の状況なども把握した上で、運用面を含めた対応策について検討してまいりたいと考えております。運用面しましては、夏場、職員についても、エレベータの利用についても検討してまいりたいと考えております。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

これ以上申しませんが、やっぱりああいう状態、消防が民間の施設に入って、指摘するようなことが、市役所で行われているということ自体が問題だと思っておりますので、その部分については、早急にそういうことのないような対応をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。題名はボールパーク構想と下水道関連事項についてですけれども、決算審査において、生ごみの処理、それから下水道関係の質疑において、現状の説明を受けました。そこで、現在進められているボールパーク構想との関連性について、質問したいと思います。これは、あくまでもボールパーク構想というよりは、大きな建物が入ることの中での質問ですので、よろしく願いいたします。

これは例えの話です。ボールパーク構想は本市にとって初めての大規模施設の受け入れになると思います。計画によれば、3万人規模の球場施設と、周辺施設からなり、ピークでは3万人を超える人が、本市に短時間で流入することになります。廃棄物が短時間に集中

し、処理能力の域を超えるのではないかという疑念が生ずるわけであります。受け入れ側としての処理能力を事前に把握し、対策を講ずる必要があると思います。生ごみの処理は下水道の処理能力、また現状で行えるのか。事前検討の状況について説明いただきたいというのは、これは間に合う間に合わないという判断でよろしいと思います。それから、処分場の延命は、現在10年ほどとの説明がありましたが、構想が現実となった場合はどうなるのか。こういった検討をされているのかどうか。それから、現在進められている広域ごみ処理に関する影響と言いますか、打ち合わせしておられると思うんですけども、その辺についての影響は検討されているのか、お答えを願いたいと思います。

國枝委員長

上野市長。

上野市長

ボールパーク構想とごみ処理等についてであります。ごみ処理や下水処理など、ボールパークが立地した場合に影響があると想定される事項につきましては、これまでも、その影響度合いや対応策等について検討を行ってきたところであります。9月29日の球団との実務者協議において、候補地における配置案が示されたところであります。今後、施設の位置や規模等の詳細が明らかになっていくものと考えられますことから、これらのデータも踏まえ、ボールパークの立地により、市民生活に影響を及ぼすことがないよう、十分に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

市長の言うように、細々とした検討をぜひ行っていただきたいというふうに思うんですけども、1つ私が気になるのは、これはちょっと時間があれですから、事前に確認したことをばらしちゃいますけれども、下水道については、オッケーだと。それだけの大きなものが来ても、受け入れられるという、そういった検討をされているようでございます。僕が問題にしたいのは、一般のところではそれでいいんだと思います。ただ、わがまちはバイオを使っております。当然、汚物については下水道処理はできるでしょう。ただ、できたものを今度バイオのほうに受け入れられるのかという検討が、どうもされていないようなことなんですけれども、その辺について、前も議場で申しましたけれども、バイオ関係で仕事してましたので、一気に処理材料が入ると、細菌自体が活躍しないんです。徐々にでないと、ある一定の温度の中だけで増殖するような、そういう設備なんです。それが一

気に入ってくるとどうなるかという検討はしなきゃいけない。それが、短時間で 3 万人が全部するというのではないと思うんですけども、3 万人の多分生ごみも入ってくるでしょう。そういった検討をしなければならない。そうすると、下水道に対しては、放出する側には制限をかけなければいけない。聞くところによると、北広島市は今のところ、そういった制限をしていないということなので、制限をしていないと、週末に来た時の、バイオの処理の時に大きな問題が起きないかという心配があります。その辺について、実際にはバイオ側で検討しているのかどうかということもあるんですけども、私は下水道しか確認していないけれども、その辺についてお聞きしたい。

國枝委員長

藤嶋水道部長。

藤嶋水道部長

川崎委員の再質問にお答えいたします。

バイオ施設の関連でございますが、汚水と生ごみと、し尿と浄化槽汚泥、この部分は 24 時間体制で 365 日、常にいろいろな状況を確認しながら運転をしているというのが現状でございます。その中で、大型の施設が来た場合にどうするのかということであるかと思えますけれども、順に追って説明いたしますと、下水については、いろいろな方法を考えなければならないという指摘がありましたけれども、それも事実でございます。その中で、ボールパークの構想の影響につきましては、施設の位置や規模などの詳細がまだ不明確でございますので、今後の協議結果を見定めながら検討するということになっております。ただ、事務方といたしましては、いろいろな準備もございますので、いろいろなシミュレーションを考えております。1 日で大丈夫なのか、時間単位で大丈夫なのか、いろいろと考えております。シミュレーションもいろいろしております。ただ、いかんせん、基になる数字がどのような形になるのかというのがまだ不明確でございますので、その辺につきましては、いろいろなデータが来た段階で、もう一度再確認しながらいろいろ対応していかなければならないのかなと思っております。方法といたしましては、実例で申し上げますけれども、札幌ドームの建設時には、汚水流出の部分で、若干調整するような協議があったと聞いております。当市においても、大型商業施設の建設時には、協議の上、汚水流出を調整する汚水調整槽を設けていただくとか、そういうことで調整しております。あと、生ごみの部分につきましては、今現在、事業系の生ごみが結構増えておりますけれども、これも順調に推移しております。そこに大量に搬入されたどうなるのかというご心配ですけれども、この部分につきましても、繰り返しになりますが、時間単位でどうなるのか、いろいろな流れの中で 24 時間体制でやっておりますので、この部分につきましては、詳細なデータが入ってこない、具体的なことは申し上げられませんが、今、事務方のほうはいろいろなことを想定しております。野球場の規模、ホテルの規模、あとはショッ

ピングモールの規模、いろいろなことを想定しながら、事前に準備をしているということで、今後いろいろなデータが来た段階で、対応していきたいというふうに考えております。
以上です。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

ぜひお願いしたいです。特に、今なぜ大事かという、仮の話ですけれども、多分ポールパーク構想が決まったとします。そうすると、もうすでにある程度のイメージはでき上がっているんだろうと思うので、すぐ設計に入ると思うんです。その段階で、まずはこちらのほうが流量制限するのもしないのか。先ほど、打ち合わせをして、汚水槽をつくってもらう、つくってもらわないという話をするっていうふうに、その規模も打ち合わせすることで、その規模は設計事務所できちっと検討すると思うんです。流量の制限さえすれば。流量の制限を「これだけにしてください」というような、そういうようなことをすれば、建物を設計する側は、汚水槽の規模、それから、そこから汲み上げる、要は流出するポンプの容量、管の太さ、そういったものをきちっと彼らがちゃんとやると思うんです。ですから、その辺をきちっと今のうちから検討をしておかないと、「さあ、やるぞ」といったときには、その辺の不具合が生じて、結果的には処理施設の大改修ということが大変な問題になってしまいますので、ぜひそのことをお願いしたい。その辺については、きちっと連携をして、水道とごみのほうとも連携して、きちっとやっていただきたいということで、終わります。

國枝委員長

以上で、平政会、川崎彰治委員の総括質疑を終わります。

次に、日本共産党、初めに、板垣恭彦委員。

板垣委員。

板垣委員

私ども日本共産党としては、4つのテーマについて質疑をさせていただきます。ポールパーク誘致について、職員の時間外勤務について、地域包括ケアについては私のほうから質問いたします。指定管理については、山本議員のほうから質問いたします。

最初に、ポールパーク誘致についてでありますけれども、このポールパーク誘致事業を見ますと、本当に大丈夫かと不安感が増すばかりであります。交渉相手は有数の大企業、あるいは、昨日の夕刊等にも出ておりましたけれども、出資企業をいろいろ募るということで、大企業群となります。そして、有数のエンターティナーであります。受け入れ側と

して、十分な準備とすぐれた自治体運営の力が必要とされることから、何点かについて、要約した質疑をさせていただきます。

最初に、昨年第 2 回定例会で市長が日本ハムボールパーク誘致活動を行うことを表明して以降、先進地視察等を含めて、どのような事前調査をして 12 月の提案に至ったのかお伺いします。当市の提案内容は、開閉式屋根付きの野球専用スタジアム、そしてホテルやショッピング、サブ球場や大規模駐車場、ボールパーク直結の新駅等でありましたが、それらは一括りにして、いずれも実現可能と考えていらっしゃるの提案なのかをお伺いいたします。提案の際、課題としてどのような整理をされていたのでしょうか。そして、提案の際、地元自治体としてのリスクをどのように考えていたのか、お伺いいたします。

國枝委員長

上野市長。

上野市長

板垣委員のご質問にお答え申し上げます。

ボールパーク構想の提案に至る経緯及び実現可能性についてであります。市では、誘致活動表明後、国内外の事例や先進地視察で得た情報等を参考に、想定されるボールパークの姿や、まちづくりとのかかわり、ボールパークが本市や北海道全体にもたらす効果等について検討を進め、基本理念やコンセプト、機能配置等、市としての構想を提案書として取りまとめ、球団へ提出したところであります。

現在、ボールパーク構想の実現を可能にするための事業手法等について、球団や関係機関と協議を行いながら検討を進めているところであります。

次に、構想提案における課題整理についてであります。市街化調整区域である候補地において、ボールパークの立地を可能にするための都市計画手続きや、交通アクセスのさらなる向上に向けた手法の検討が主な課題と考えており、引き続き北海道など関係機関との協議を進めるとともに、交通影響評価調査を活用し、新たな道路整備の必要性等について検討してまいりたいと考えております。

次に、構想提案におけるリスクの想定についてであります。ボールパーク構想の実現に向けては、基本的に球団が負担するものと考えております。なお、9 月 29 日に行われた球団との実務者協議において、候補地における配置案が示されたところであり、今後、施設の位置や規模等の詳細が明らかになっていくものと考えられることから、これらのデータや周辺のインフラ整備等の必要性を踏まえ、構想の実現による経済効果等も勘案しながら、球団との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

分科会での答弁では、視察先のスタジアム、3カ所視察されたということですが、この中にはドーム型、または開閉式屋根付きの球場、あるいは天然芝のものはなかったのではないかと考えていると思いますが、どのような点が参考になって、後の構想に生かされたのでしょうか。

國枝委員長

熊田まちづくり担当参事。

熊田まちづくり担当参事

板垣委員の再質問にお答え申し上げます。

先進地視察についてであります。昨年行いました先進地視察につきましては、スタジアムの施設もさることながら、まちづくりとのかかわりや、特に行政と球団との連携のあり方につきまして、行政側の立場からお話を伺ったところであり、この視察で得られました知見については、球団との実務者協議において共有するとともに、ボールパークを核としたまちづくりについて協議を進める上での参考としているほか、視察先の担当者とも適宜情報交換を行っているところでございます。したがって、視察については、一部繰り返しとなりますが、ハード整備に加え、行政と球団、行政とボールパークのかかわりについて知見を得ることを主眼としたものであり、その成果については、実務者協議において生かされているものと考えているところでございます。

以上でございます。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

最初の質問で、提案内容、概要4つについてお伺いをいたしましたけれども、この提案内容の実現の可能性についての答弁は聞き取れなかったのですが、本当にこの天然芝の開閉屋根付きの野球専用スタジアムというのは、この積雪寒冷地でできるのでしょうか。費用総額は、およそいくらになるのか、全くわからないようでは市民としても判断ができないわけでありまして、スタジアムボールパークで利益を上げているところは、昭和63年にオープンした東京ドームは別格として、広島のマツダスタジアムくらいだという答弁だったと思いますけれども、この広島東洋カープボールパークは、元々ありました広島市

民球場が老朽化して、建て替えなければならなかった事情や、約 20 年もの検討期間があったんです。それを経てつくられた球場であって、スタジアムはオープン型で、スタジアムの建設費も 110 億円という額でしたし、広島駅から歩いて 10 分という便利なところにつくられたんです。ですから、市街化調整区域うんぬんというような問題もなかったと思います。気候温暖で、人口 120 万人の広島市民が支えているわけであります。このような好条件であったがために、利益を上げているのではないかと思いますけれども、「広島カープの球場がそうだから、ボールパークがそうだから、当市でも」というようなことにはならないと思うんですけれども、その辺の見解についてお伺いします。

國枝委員長

熊田まちづくり担当参事。

熊田まちづくり担当参事

お答え申し上げます。

ボールパークの運営につきましては、スタジアムを含め、球団を含めた民間事業者が行っていくものと承知しており、昨日の一部報道にもありましたように、球団側において、ボールパークの建設、運営のための新会社設立を検討している旨、実務者協議の場でも伺っているところでございます。北海道日本ハムファイターズのボールパーク構想では、スタジアムを核としつつ、商業施設や自然を生かしたアクティビティ施設など、野球以外にも一年を通じてさまざまなコンテンツを提供する総合的なアミューズメント空間を目指しており、国内外から幅広い層の集客を図るとともに、多様な手段により収益を確保していくものと考えているところでございます。

以上でございます。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

今の答弁に対して、お伺いいたしますけれども、この地元自治体としてのリスクがどうかということですが、今の答弁では、ボールパークは基本的に球団が負担するものだから、リスクがないと。地元自治体にとってはリスクがないというような、そういう受け止めができる答弁だったと思いますけれども、ちょっとこの点については見込みが甘いのではないかなと思います。市として、固定資産税や法人市民税など、多額の税収を見込んで、年間を通して一日平均 3 万人の観客、観光客による経済効果を見込んでいられるでしょうけれども、多くの球場を見ればわかるとおり、実際の経営は計画どおり進むものではなくて、赤字経営に陥る場合も少なくないわけであります。赤字になったら、企業ですか

ら、これはもうどんどん撤退をしていきます。撤退した後、どうなるか。それはちょっと形は違いますけれども、夕張などの例にも見られるのではないかなと思いますけれども。例えば、実際にどうかと言いますと、札幌ドームの場合、2016年度は日本ハムの試合が71試合。コンサートやモーターショー、プロ野球クライマックスシリーズなどで139日。設営撤去などを含めれば285日の利用となって、総来場者数が303万人。一回平均2万1800人の来場であったということですけれども、ドームの売上38億に対して、純利益は2016年は出ましたけれども、経済的な耐用年数は30年数と仮定した指定管理者と、札幌市の収支を合算すれば、年間10億円を超える赤字であったと。これを、札幌市は負担しているというような状態なわけですよ。こういうような、リスクを生じかねないのではないかと思いますけれども、重ねて見解をお伺いします。

國枝委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

まず、ボールパークの運営についてでございますけれども、球団を含めた民間事業者、あるいは現在球団で設立を検討している新会社が、参加企業の出資金及び金融機関からの借入金で行っていくというふうに承知しております。この段階で、ボールパークの運営に関する直接の市の負担については、現時点では想定をしておりません。加えてリスク等のお話がありましたが、球団においても、今回のボールパーク構想については、数年前から本社も含めていろいろな情報収集をした上で構想を立ち上げ、今進めているところでございます。球団も、自治体と一緒にまちづくりを進めるということで、何をもってリスクと捉えるということでございますが、いわゆる定性的な効果と、金額的な、定量的な効果も含めて、まずは市民生活に影響が出ない、一緒にまちづくりを進めていこうということ。球団は今協議を進めているところでございまして、現時点でそういったリスクの想定ということについては、市民生活に影響のないよう、今協議を十分進めているところでございます。

以上です。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

それでは、ほかの観点から質問いたしますが、2月1日の実務者協議で、市が事前に提出していた質問事項についての回答を得たということでありまして、どのような内容だったのでしょうか。

國枝委員長

熊田まちづくり担当参事。

熊田まちづくり担当参事

お答え申し上げます。

2月1日の実務者協議におきましては、主にボールパーク構想が実現した場合のまちづくりのビジョン、スタジアム以外に想定される施設、想定来場者数について球団側からの考えを確認いたしました。球団からは、まちづくりに関しましては、ファイターズの企業理念であるスポーツコミュニティの実現に向け、新球場を核とした協働によるまちづくりを目指すこと、スタジアム以外にも幅広い層が集える大規模集客施設を想定しており、スタジアムの想定客数約3万人に加え、さらに数万人の来場者を想定している旨の回答があったところであります。

以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

当市に誘致した場合ですけれども、スタジアムやホテル、ショッピング施設等の市有地の使用料等については、どうなのでしょう。無償でこれらは貸与するのか、どうなのかお伺いをいたします。

また、企業立地促進条例などによって、事業者側にどのような特典補助などが与えられるのか、その辺についてもお伺いします。

國枝委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

まず、ボールパーク構想、これからの北広島のまちづくりに寄与するということを目的に現在進めております。その中での、行政サポートという話の中では、現在市の考え方を整理しながら、球団との協議を進めておりますが、まず、第一義的にあるのは球団におきましても、まちとともに成長することを基本に考えておりまして、現状の市民サービスに影響が出ることがないということが、両者認識を1つにしているところでございます。今後、球団との協議におきまして、今言った土地の使用料、使用形態、それから、周辺のインフラ整備などについて詳細を詰めていきますけれども、土地の使用料など個別の事項に関する方針に加えて、ボールパークが実際どのような経済効果をもたらすのかというよう

なことも、球団に対しては今精査していただいております。こういったことも踏まえ。今後協議を進める中で、議員の皆様等にも情報提供を逐次行いながら、その旨協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

このボールパーク、20ヘクタールあるいは36ヘクタールの市有地の使用料金については、無償にするかあるいは有償か、その辺のところはまだ決まっていないという状況なんですか。

國枝委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

土地の使用料等についても、あらゆるパターンを想定しながら、今言った効果も含めてどういったサポートができるのか協議をしているという状況でございます。

以上です。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

ストレートなお答えではなくて残念なんですけれども、今後また注視していきたいと思えます。

もう1つ、市が提案しました、JR新駅についてお伺いしますが、この新駅の設置については、請願者側の負担となると言われておりますけれども、どのような検討がなされているのでしょうか。新駅利用者を何人程度と見込んでいるか、あるいは駅施設として上下線各2つのホーム等が必要になるか、あるいは通過軌道等が必要になるかと思えますけれども、そのようなことを想定しますと、相当な敷地面積がかかり、整備期間も相当長期になるのではないかなというように思います。ボールパークは2023年オープンを目指すということですが、そういう時間制約の中で、できるのでしょうか。JRとしても、新幹線整備をはじめ、いろいろな課題を抱えている中で、この期間内にどの程度整備が進むのか、非常に疑問でありますけれども、どのような駅を想定していらっしゃるのかについてもお

伺いをいたします。

國枝委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

まず、今回のボールパーク構想の提案にあたりまして、さらなる交通アクセスの向上のために、まずは既存の JR 北広島駅に加えまして、新たな JR 新駅を提案に盛り込んでおります。球団においても、協議を重ねる中で、新駅の設置は必要であるという認識のもとに、請願駅等の可能性も含めて、その負担区分。それから、設置方法については、JR 北海道及び球団と今協議を行っているところであります。その際、新駅の利用者数、施設の規模、整備期間等については、今配置図等も示された中で、今後またその中身、自動車との交通分担等も踏まえて決めていくことになろうかと思っております。

以上です。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

いろいろな疑問が尽きませんし、不安も尽きない。期待ももちろんあるわけですがけれども、これらについて、ようやく少しずつ情報が開示されはじめてきているという気がいたしますけれども、ぜひ適宜適切な情報開示に努められて、市民の不安がなくなり、期待が一層高まるというような形にしていただければと思いますけれども、これらについては、再度また時期に応じた質問をさせていただきたいと思えます。

それから、次に移ります。職員の時間外勤務について伺いたしますが、一般会計部門の平成 28 年度時間外勤務は、前年度との比較で約 8%減の 212 時間ということになりましたけれども、この結果をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

時間外勤務縮減の Plan、Do、Check、Action、PDCA はどうであったのか、伺いたします。

國枝委員長

上野市長。

上野市長

職員の時間外勤務についてであります。時間外勤務の縮減につきましては、これまでも時間外勤務の縮減及び適正管理方針を定め、取り組んできたところでありますが、昨年

11月に臨時の課長会議を開催し、事前命令、事後確認の徹底、22時以降に命令を発しないこと、時間外勤務時間の上限設定、毎週水曜日の一斉退庁の厳守、週休日の勤務の振替の徹底、課内での業務配分の調整などについて、再度徹底することを指示し、管理職を中心に業務のさらなる見直しを行い、一層の効率化を進めるとともに、職場全体での共通認識の醸成を図ることとしたところであります。

その結果、平成28年度につきましては、例年の業務のほか、新たにまち・ひと・しごと創生総合戦略による新規事業、市制施行20周年関連事業、新庁舎移転関連業務などの業務が加わりましたが、時間外勤務時間数において、これまでの増加傾向から年間においては約8%、特に11月以降においては約21%の減少となり、時間外勤務の縮減に向けた取り組みによる一定の成果があったものと捉えているところであります。

以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

時間外縮減への成果があったということでもありますけれども、残業時間が年間1千時間を超えるという職員はいなくなったようでもありますけれども、最高が771時間。そして、650時間以上の方が10人にも上るといような状況であります。時間外勤務内容を見ますと、いずれも通常業務をこなすための時間外勤務だったのではないかと思います。年間1人300時間を超す残業を行ったセクションは、選挙管理委員会などを除きまして、9つの課になるということでもあります。職員課は6年連続、課全体で2474時間の時間外ということですから、職員1人当たりの年間勤務時間を1,800時間としますと、職員1.4人分になります。福祉課は7年連続、課全体で5,320時間でしたから、3人分。社会教育課は5年連続、課全体で4,225時間ですから、2.3人分。このような時間外となっています。これらのセクションは、根本的に職員数が少ないために、恒常的な時間外勤務を強いられているのではないかと思います。正規の職員を増員して対応しなければ、解決できないのではないかと思いますけれども、見解をお伺いします。

國枝委員長

福島総務部長。

福島総務部長

再質問にお答えいたします。

職員の配置についてであります。毎年各部局から、業務の増減や人員などについてヒヤリングを実施しており、市役所全体のバランスを考慮し、決定しているところであります。

す。職員数につきましては、人口や財政状況の推移を見極めた中で、慎重に判断しなければならぬものと考えております。平成 29 年度の状況について申し上げますけれども、4 月から 8 月までの 1 人当たりの時間数では、全体で前年比約 11%の減となっているところでございます。先ほどお話のありました、職員課につきましては、約 57%の減。福祉課につきましては、7%の減。社会教育課につきましては、約 57%の減となっているところであります。今後とも、事務事業の見直しや、民間委託等の推進、再任用職員の活用、多様な任用形態の活用、人材育成の推進などに取り組み、効率的な行政運営を進めるとともに、業務量や職員の勤務時間等を基に、適正な職員配置に努め、引き続き時間外勤務の縮減に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

職員の増員については、慎重に判断しなければならないという答弁でしたけれども、今私が申しあげましたように、5 年とか 7 年連続なんですよ、こういう課とか部門は。ということは、恒常的に職員が不足しているようなことではないかと思えますから、この実態をよく見て、今後判断をしていただきたいというように申しあげて、この質問は終わります。

3 番目の質問であります、地域包括ケアについてお伺いいたします。

国が地域包括ケアシステムや、まるごと共生社会の構築などを打ち出しておりますけれども、これをどのように受け止め、対応してらっしゃるのでしょうか。この制度構築のために、市や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の役割分担をどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

國枝委員長

上野市長。

上野市長

地域包括ケアについてであります、地域共生社会の構築につきましては、これまで高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとにサービスを提供してまいりましたが、ニーズの多様化や複雑化に伴い、国におきましては、一億総活躍社会づくりを進める中で、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成する地域共生社会の実現を目指すこととしたところであります。今後につきましては、本市におきましても、地域づくりを地

域住民が主体的に取り組んでいただく仕組みと、公的な福祉サービスへつなぐための横断的な相談支援体制の整備、さらには、地域住民が協働して助け合いながら暮らすことのできるまちづくりを進めていかなければならないものと考えております。

次に、市と関係機関との役割分担についてであります。地域包括ケアシステムの充実にあたりましては、市が主体的かつ包括的な役割を担わなければならないものと考えており、その課題に応じて社会福祉協議会や高齢者支援センターなどの関係機関と協働し、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、有機的な連携を図っていかなければならないものと考えております。なお、本年4月から市内4カ所の高齢者支援センターに生活支援コーディネーターを配置しており、また、各地域における課題解決に向けた話し合いの場として協議体を設置する予定としておりますことから、今後、地域の実情に応じた体制整備や担い手の確保など、具体的な検討を行っていかなければならないものと考えております。

以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

再質問いたしますが、国は高齢、障がい、認知症、生活困窮など、さまざまな地域の問題を自治会、老人会、ボランティア、NPOなどの地域社会資源、社会福祉委員会などにわがこととして、主体的な取り組みを求め、いわゆる地域力の向上を求めているのだと思います。一方、市町村に対しては、まるごとということで、包括的総合的な相談支援体制を確立することとして、地域包括支援センターや社会福祉協議会等に生活支援コーディネーターや、コミュニティソーシャルワーカー等の専門職を配置して、バックアップするという形にしているわけではありますが、これはちょっと言い方を換えれば、自助、互助、共助、公助の順位付けではないかと思えます。公助を一番最後に後退させるようなことは、これは憲法25条第2項、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」という憲法に反するやり方ではないかなと思えますけれども、見解をお伺いします。

國枝委員長

三上高齢者支援課長。

三上高齢者支援課長

板垣委員の再質問にお答えをさせていただきます。

日本国憲法第25条につきましては、いわゆる生存権について規定をされており、この趣

旨を逸脱しないように国が医療、年金、介護、生活保護等の各種社会保障制度について、個別の目標を定めているものと認識しております。少子高齢化の進展などの影響により、市民ニーズが多様化、複雑化する中におきましては、公助だけでは解決できない課題が多いことから、地域住民の協力を得ながら支え合い体制づくりを進める地域共生社会の実現を目指すものであり、公助の後退には当たらないものと考えております。

以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

最初の質問にありました、俗に言う地域力ということについてお伺いいたしますが、地域力が向上してきているとみていらっしゃるのでしょうか。どうでしょうか。

國枝委員長

三上高齢者支援課長。

三上高齢者支援課長

お答え申し上げます。

高齢化、高齢者の就業環境の変化などから、地域力の向上には課題があるものと考えますが、現在においても自発的にボランティア活動に取り組む市民が多く、力強い存在であり、大変頼もしく感じているところであります。今後につきましては、協議体で話し合われた内容に応じて、地域で高齢者の多様なニーズを支える担い手が数多く確保できるような市としても支援してまいりたいと考えております。住民一人ひとりができることを無理せずできる範囲でということで行っていただくことで、継続につながっていくものと考えます。継続していく中で、地域力が向上していくものと考えております。

以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

答弁いただきましたように、確かに地域力向上のためにいろいろ課題があるんです。その地域力向上や、地域包括ケア向上のために、市の体制を私は見直すべきではないかなというように思います。

ちょっと、さらに突っ込んで質問いたしますが、例えば高齢者支援についてであります。

2017年3月末時点で75歳以上は7,741人ということで、そのうちの要介護認定者は約36%。3分の1であります。要介護に該当しない非該当者が64%5千人ということ。64%であります。要支援1、2でも、400人あまりの人が介護保険を利用していないわけであります。これらの方、75歳以上のひとり暮らしの方、あるいは要介護認定されていない認知症の方への対応が問われているところではありますが、例を申し上げますと、93歳の男性ひとり暮らし、日曜日の買い物帰りに転倒して、ケガをしたと。民生委員とともに私も駆けつけましたけれども、救急車を呼ばなければならないというような状況だったと思いますが、本人の同意がないためにそういうこともできず。ということで、見守るしかなかったわけですが、このような休日緊急時の対応体制というのが、改めて考え直すべきではないかなというように思います。もう1つの例は、認知症の方ではありますが、認知症については65歳以上の方々、17%程度が認知症ではないかと言われておりますが、北広島に当てはめると、およそ3千人ではありますが、この中で要介護認定などを受けていない認知症の方々が1千人程度いらっしゃると思うんです。私が体験した例では、88歳でひとり暮らしの方であります。認知症が疑われておりましたけれども、介護保険を利用しておりません。どうも様子がおかしい、家の中すら立って歩けないという状況で、朝、食事をしたかどうか覚えていないという状態でありました。高齢者支援課に連絡を取って、保健師に駆けつけていただいて、緊急入院となりましたけれども、命取りになりかねない状況でありました。このような状況を鑑みて、やはり高齢者支援課内に今までどおり、地域担当の保健師を配備するべきではないかなと思いますけれども、支援課内には地域担当という、非常勤の保健師さんがいらっしゃいますけれども、前は山手町地域担当とか、あるいは大曲地域担当とか、【市街】地域担当とか、それぞれの担当がいたと思うんですけれども、そういう地域担当の保健師さんがいなくなってしまったと。これらをもう一度検討し直すべきではないかなというように思いますけれども、見解をお伺いします。

國枝委員長

柄澤高齢者・障がい者相談担当参事。

柄澤高齢者・障がい者相談担当参事

ご質問にお答えいたします。

高齢者支援課の専門職配置と、相談体制についてであります。保健師と社会福祉士が相談内容によりまして、市内4カ所の高齢者支援センターと役割分担を行いながら対応しているところであります。議員のご質問にあります、地区担当保健師の配置につきましては、今年度から高齢者・障がい者相談担当を設置し、高齢者と障がい者の総合的な相談体制づくりを目指しているところであります。地区担当制のあり方も検討しているところであります。今後も各高齢者支援センターなどから意見をお聞きした上で、より良い支援体制を検討してまいります。

以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

実態は、例えばこういうことで困っているんだということで、役所に相談あるいは役所訪問しても、すぐにこれらが、「どこのこのみなみ支援センターのほうに行ってください。」というような形で回されてしまっているのではないかなというように思うんですけども。相談件数の実態等についても伺いをいたしますが、認知症や介護予防などについては、地域包括支援センターへの相談が主だと思いますけれども、1センター当たり延べ4千件なんですよね。私の実体験に見られますように、要介護認定を受けてない人についての相談支援も、地域包括支援センター、高齢者支援センターが受け付けて対応しているわけがあります。この地域包括支援センターの設置目的が、地域の高齢者の援助を行うことであり、市民の多様なニーズに応えることになる地域の拠点となることを目指している点からすれば、当然だということかもしれませんけれども、この4千件、それ以上の相談をわずか6、7人で対応して、そのほかに介護予防ケアプランづくりとか、権利擁護の取り組み、認知症対応など、まるごと支援をこの地域包括支援センターがやっているわけで、これを今後とも、この状態で担っていただくということは、非常にセンターにとってオーバーワーク過ぎるのではないかなというように思います。

また、障がい者あるいは生活困窮者の相談支援についても、伺います。障がい者生活支援センター「みらい」が身体障がい者、知的障がい者、重症心身障がい者、精神障がい者、発達障がい者などの延べ6,642人の方から相談を受けていらっしゃる。ホームヘルプサービスやデイサービス、生活費、権利擁護等の相談を受けて、支援をしている。これも、5、6人のスタッフでやるのではオーバーワーク過ぎるのではないのでしょうか。さらに、障がい者就労支援センター「めーでる」では、就労支援などで約4千件の相談を受けております。生活困窮者支援センター「ぽると」では、3千件の相談支援をいただいているわけですが、このように、各相談支援センターに多くの相談が寄せられている。で、過剰なオーバーワークになっているのが実態ではないかと。その辺の解決策を探っていかなければならないのではないかと思います。

その一方で、社会福祉協議会については、どうでしょうか。存在すらもう忘れられているといったような状態じゃないかなと思います。この社会福祉協議会の実態は、心配事相談が述べ65件だとか。あるいは、成年後見事業の相談が176件。認知症支え合い事業では、利用者15人ということで、何をしているかも良く知られていないというような状況ではないかなと思います。【生活福祉金庫】なども、前、15件ほどの利用があったのが、平成28年度はたった2件です。そういう救済制度があることも知られていない、そういう状態で

あります。国は今後の共生社会の中核として包括支援センターと共に、社会福祉協議会の役割分担を求めておりますけれども、当市の社会福祉協議会はこれに全く応えられていないのではないかなというように思います。これについての見解をお伺いいたします。

國枝委員長

奥山福祉課長。

奥山福祉課長

板垣委員のご質問にお答えをいたします。

社会福祉協議会につきましては、社会福祉法に位置付けられた、社会福祉法人として、これまで行政と共に地域福祉を推進する中心的な役割を担っていただいているところでございますけれども、実施する事業内容については、市からの委託事業などを含めまして、地域の実情を把握した中で、第一義的には法人内で意思決定をして実施している状況でありまして、行政もその主体性を尊重しているところであります。一部の自治体において、議員のおっしゃられている機能を持った協議会もあるとは存じているところでありますが、現状といたしましては、相談支援などを必要とする、支援を受ける側につきましては、市として市及び専門的な知識などを有する職員を配置した委託事業者において実施している状況でありまして、社会福祉協議会については、配食、除雪などのさまざまな在宅福祉事業のほか、地区福祉委員会活動や、ボランティア団体の育成など、主に支え手側のネットワークづくりの為、さまざまな事業展開を担っていただいている状況でございます。

以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

私はその点を、根本的に改めていかなければならないというように思います。相談支援等も、まず社会福祉協議会が基本となって受け入れられるような、そういう体制の強化というのが必要ではないかと思えます。また、市は当面包括支援センターを4カ所として、将来の5カ所目に含みを持たせているのではないかなと思えますが、かねてからこれについても申し上げていますように、市は体制を強化して市役所内または社会福祉協議会内に第5の包括支援センターとなる基幹型包括支援センター、これを設置するべきではないかというように思いますが、見解をお伺いします。

國枝委員長

柄澤高齢者・障がい者相談担当参事。

柄澤高齢者・障がい者相談担当参事

ご質問にお答えいたします。

平成 29 年 4 月 1 日現在で、道内には 275 カ所の地域包括支援センターが設置されておりますが、基幹型センターを道内で設置している市町村はございません。また、高齢者を対象とした基幹型センターの設置以外にも、障がいのある方の高齢化、重度化や、親亡き後を見据えて、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して生活していくための地域生活支援拠点の整備が進められているほか、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、次期障がい福祉計画の成果目標として示すこととなっております。このように、高齢者、障がい者それぞれの分野で、包括ケアの必要性が示されておりますことから、市としましては、高齢者の基幹型センター設置の必要性を含めまして、他市の動向も見ながら、設置方法や体制を総合的に検討してまいります。

以上であります。

國枝委員長

続きまして、山本博己委員。

山本委員

私からは、4 つ目の指定管理について質問させていただきたいと思います。

私も前職で、指定管理制度にかかわっておりましたので、制度自体は理解しているつもりでありますけれども、公共施設の指定管理についてのモニタリングの評価結果を見ますと、ふれあい学習センターにおいて、平成 27 年では 199 万円。平成 28 年では 108 万円ということで、100 万円から 200 万円相当の余剰が出ているという状況にありました。この公共施設の内の会館等につきましては、この個別審査のときにも質問させていただいたんですけれども、利用率収入は多く見込めないということで、収入の中に利用率というものが入っていないと。駐車場とか、そういうのとは大きく中身が異なっているという、そういう状況の中で、余剰金が出ているわけであります。そういう意味で、お伺いしたいと思うんですけれども、このふれあい学習センターにおける過去の余剰金の実態はどうなっているのでしょうか。過去について、実態を教えてくださいたいと思います。

2 つ目は、指定管理者において、余剰金はどういうふうに処理されているのか、お伺いしたいと思います。

3 つ目としては、市としてこうした少くない余剰金が発生していること、それから、その余剰金の扱いについて市としてどのような考え方を持っているのか、見解をお伺いしたいと思います。

國枝委員長

上野市長。

上野市長

山本委員のご質問にお答え申し上げます。

指定管理についてであります。本市の指定管理料につきましては、指定管理者制度活用の基本方針に基づき、定額払い方式で行っているところであり、管理経費が企業努力により支出が収入を下回った場合は収益に、支出が増大した場合には損失となります。また、利用料金制度の場合には、利用料金収入の増減分は、そのまま指定管理者の収益または損失となるものであります。

次に、ふれあい学習センターにおける剰余金についてであります。自主事業を除く過去5年間の状況は、平成24年度85万円。25年度113万円。26年度250万円。27年度199万円。28年度108万円となっております。

これらの剰余金につきましては、指定管理者である「特定非営利活動法人生涯学習推進委員会ゆめ」において、指定管理料とは別に法人の事務機器等の資産の買い替えや修繕、不慮の際に備えた資産として処理及び管理していると伺っているところであります。

以上であります。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

それでは再質問させていただきますけれども、今のご答弁ですと、毎年おおむね100万円から200万円相当、累積しますと5年で700万円から750万円くらいの余剰が出ているわけです。この指定管理における余剰金が出ているわけですが、先ほど言ったように、ふれあい学習センターとか、会館については、利用料収入が入っていないわけですから、全額指定管理料を支払った、その支払った分の金額で、余剰が出ているという形になっているわけです。そういう意味で、お聞きしたいんですけれども、指定管理における、市で指定管理料を積算した金額があるわけですが、賃金ですとか事務管理費、そういうものが積算されているわけですが、そうした設定料金と実際の指定管理者が支払った賃金ですとか、事務管理料がかい離しているわけです。そのかい離しているのが、どういう状況にあるのか。特に、人件費については、どのくらいの水準で市としては積算しているのか。最低賃金などで積算しているのでしょうか。そこら辺についてお聞きしたいと思います。

國枝委員長

榎本市民課長。

榎本市民課長

山本委員の再質問にお答え申し上げます。

指定管理料に係る人件費の積算についてであります。ふれあい学習センターについては、開館時間が午前 9 時から午後 9 時までとなっておりますことから、開館準備や閉館作業を含めまして、1 日 13 時間の勤務を想定して、非常勤職員及び臨時職員の勤務体制を考えてございまして、積算においては市の非常勤の一般職の報酬及び臨時職員の賃金単価を基礎に積算してございます。賃金のほか、健康保険、厚生年金等の社会保険料を含めて人件費を積算しております。

また、市の積算内容と指定管理者の決算との比較についてであります。職員の採用状況や社会保険料などの支出において若干の差異はございますが、過去の 5 年間の人件費の積算と実績では、総額で約 68 万円ほどの差がございまして、積算を実績が下回っている状況となっております。年平均に換算しますと、約 13 万円程度の差異となりますことから、適正な人件費の執行になっているものと考えてございます。

以上です。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

そもそも非常勤職員と臨時職員で積算しているということ自体が、非常に低いのではないかなと思いますけれども、さらに実績はそれを下回るということですので、非常に低い賃金単価で労働しているということだと思います。これについては、また後ほどお話ししたいと思いますが、人件費以外の設定料金についてはどれくらいのかい離が出ているのでしょうか。

國枝委員長

榎本市民課長

榎本市民課長

余剰金の中で、割合として主な発生の費目と金額におきましては、光熱水費で申し上げますと、まずガス代で 280 万円。電気代で 170 万円。水道 50 万円。合計 500 万円程度となっております。このほか、設備保守を含む委託料で 230 万円程度となっております。

以上です。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

水光熱費で 500 万円程度、それから委託料で 200 万円程度ということで、実際のかい離が出ているわけです。このかい離については、人件費の設定も含めて 3 年ごとに指定管理については 3 年間経ったら新たに公募するというので、公募にあたっては積算を行っていると思いますけれども、その指定管理料の見直しにつきましては、27 年度に新たに指定管理者を確か公募するという形になっているので、27 年度でこの指定管理については見直しをしていたと思いますけれども、人件費の設定を含めてきちんと指定管理料の見直しというのをされたのでしょうか、お伺いします。

國枝委員長

佐々木会計室長。

佐々木会計室長

お答え申し上げます。

指定管理料の見直しについてでございますけれども、指定管理期間の実績ですとか、人件費の改定状況及び委託料等の実勢価格などを参考に見直しをしているところでございます。

以上です。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

見直しをしたということなんですけれども、実際には先ほどの答弁ございましたけれども、25 年度、26 年度ということで、余剰金が出まして、26 年度は 250 万円くらい余剰金が出ているわけで、その 250 万円の余剰金が出た中で、新たに指定管理料金を設定して、新たに事業者を公募した結果、まだ 27 年度で 200 万円近い余剰金が出ていると。そういうような状況にあるわけです。ですから、見直しの中身、もっと検討していただきたいなと思いますけれども、質問したいのは、この累積で大体 5 年間で 700 万円以上出ている額で、実際には指定管理というのは 7 年くらい行っていると聞いているんですけれども、この累積した余剰金。仮に指定管理というのは 3 年ごとに応募するわけで、あるいは 3 年後には自分の団体が違う団体に替わるかもわからないと。そういうような制度なわけですけれども、仮に指定管理を受けなくなった場合に、これらの余剰金というのは、どういうふうに処理されていくのでしょうか。

國枝委員長

川口契約課長。

川口契約課長

私のほうでお答え申し上げます。

余剰金につきましては、管理業務が適正に執行されているということであれば、指定管理料に剰余金が生じたとしても、企業努力として私どもは評価しているところでございます。よって、指定管理を受けなくなったという場合におきましては、剰余金につきましては、事業者の資産となるというふうに考えているところでございます。

以上です。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

指定管理制度ではそういうふうな形の仕組みになっていることだということで、今のご答弁になったと思うんですけども、元々何度も言っているように、この指定管理料の中から出た剰余金、指定管理料というのは市が指定管理者に払うお金なわけですよ。これの原資は税金なわけです。税金を原資とした指定管理料から剰余金が生じていると。利用料収入を企業努力、事業者の努力によって多くなったということで、利用料金について指定管理者がそれを収入として剰余金として得るという、駐車場の指定管理の方式というのはあると思うんですけども、指定管理料については、一定額を支払って、それを剰余金が生じているのでそれを企業努力ということでやっているわけですけども、そういう税金を原資としたことを、指定管理がなくなったからといって、例えば 700 万円はそのまま事業者が持っていくというのは、制度的にはそうなのかもしれないんですけども、市民感情としてどうなのかなという感じはします。そういう意味で、仮に剰余金が生じた場合の扱いについて、今の指定管理の制度で全部事業者が持っていくということじゃなくて、仮にある程度市に返還するとか、そういうような形の制度の運用というのは制度的に可能なんでしょうか。

國枝委員長

川口契約課長。

川口契約課長

私のほうでお答えいたします。

指定管理料の剰余金が生じた場合の取り扱いにつきましては、事前に条件等を提示した上で、指定管理者と協議をして、協定などに定めるということは可能であるというふうに考えております。

以上です。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

それでは、監査委員、指定管理については監査を行っていると思いますけれども、指定管理制度の剰余金の処理の状況について、監査委員会としての、これまでの答弁を含めて、見解がありましたらお答え願いたいと思います。

いかがでしょうか。

國枝委員長

川合監査委員事務局長。

川合監査委員事務局長

お答えいたします。

監査委員会といたしましても、指定管理制度での剰余金の考え方につきましては、当該指定管理料は適正な手続きで設定されたものと考えております。協定書に基づいて支払ったものでございますので、その剰余金の発生につきましては、問題のないものと考えております。

以上でございます。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

制度上そうなっているということであれば、監査委員会としてはそういう見解にならざるを得ないとは思いますが、ぜひ、決して剰余金を出しちゃいけないとか、剰余金が指定管理者のものになること自体を全面的に否定しているわけではないんですけども、やはり制度の運用にあたって、こうした剰余金がずっと出ているという状況については、ぜひ、制度の見直しも含めて研究していただきたいなというふうに思います。

また、先ほど言いましたように、人件費の設定が非常に低すぎるというふうに思います。

これについては以前も質問しましたがけれども、市が発注する事業については、非常に単価設定が低いということで、受けるほうもその単価設定でやらざるを得ないという状況になっていて、実際には私も何人かの方に聞いたんですけども、「指定管理者のところに応募があっても、最低賃金プラスアルファくらいの賃金設定しかない」ということで、実際今聞いても、非常勤職員と臨時職員の賃金単価しか採用していないということで、やはり継続的にきちんと事業を行うためには、やはり正職員としてきちんと働いていけると。そういう人件費設定が必要だと思います。そういう意味ででの余剰金が出たときの中身を分析して、どういう形での積算が必要なのか、また、人件費設定についてきちんとそこで働いていく人が生計を立てていけるような、そういう設定にすべきだというふうに思います。そういう意味で、質問ではないんですけども、きちんと指定管理料の見直しにあたっては、そういう観点できちんとやっていただきたいなということを要望しまして、私のほうからの質問を終わりにしたいと思います。

國枝委員長

以上で、日本共産党、板垣恭彦委員、山本博己委員の総括質疑を終わります。

公明党、藤田豊委員。

藤田委員。

藤田委員

公明党の藤田でございます。最後の質問者ということで、12時まで終わるように簡潔に質問いたしますので、簡潔にご答弁いただければと思います。

今回は2つのテーマで、市長及び教育長に質問をしたいと思います。

まず最初に、地域まちづくり推進事業の見直しについてであります。

平成18年に、上野市長のマニフェストにおいての公約の1つでありました、地域まちづくり推進事業はスタートした平成18年度では予算500万円で、予算執行率は、99%であり、市内各地より歓迎された事業でした。しかし、平成28年度の決算においては、予算350万円に対し、予算執行率は30%になり、このたびの事務事業評価で見直しと判断されたところですが。見直しの一番の理由は、私が思うに、申請条件が厳しいため、各地域からのアイデアも次第に減ってきたことが大きな要因と思われます。この地域まちづくり推進事業の要綱には、次のようにあります。事業の目的は、市民の皆さんが主体的に取り組むまちづくり活動を支援し、魅力ある地域づくりを目指すことを目的としています。事業の推進では、市内5地域に地域担当職員を配置し、地域のコミュニティ形成や課題解決に向けた取り組みを支援します。なお、1地域の助成金の限度額は、毎年度、予算の範囲内で配分される額となり、平成29年度からは原則1地域70万円ですが、ある地域で予算が余ることが明らかとなった場合、その予算を別の地域の団体が利用することが可能と一部見直しもしました。しかし、決算では予算執行率は30%にとどまりました。各地域の団体からの申

請条件の見直しの要望としては、同一内容で毎年、助成を受けることができますかということに対して、まちづくり助成金交付事業は、単年度補助を原則としています。ただし、将来にむけて継続性のある事業を行う場合には、軌道に乗せる期間が必要と判断されるケースもあることから、地域担当職員の判断により、同一事業の助成は2回まで交付を受けることができるとなっています。このことから、3回以上は申請できない点です。また、助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内であり、3分の1は自己資金が必要なことから、自己資金のない団体は申請そのものをためらっている現状もあります。また、例年、継続して実施している事業、夏祭り等は助成対象になりますかに対しては、助成対象外となっています。ただし、何十周年記念事業等で事業の拡大部分については、地域まちづくり推進事業連絡会で協議の上、助成の対象となる場合もあります。これからいくと、毎年行っている行事は10年に1度しか申請できないケースが多数と思います。この事業は、平成18年度を見て分かる通り、地域では大いに歓迎された事業であったことは間違いありません。今回の事務事業の見直しにあたって、申請条件の抜本的な見直しが必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

國枝委員長

上野市長。

上野市長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。

地域まちづくり推進事業についてであります。この事業は、平成18年度より地域住民の自主的なまちづくりを推進し、地域の活性化を図るために制度化したものであり、これまでに180件の助成を行い、地域の課題解決や地域コミュニティの活性化等が図られたものと考えているところであります。

制度導入後、10年が経過し、ここ数年は申請件数が少ない状況となっていることから、今後につきましては、事業のあり方なども含めて、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは再質問させていただきます。

本事業は、近年市長の答弁にありましたように、執行率が低迷しているものの、事業効果といたしましては、地域にとって有効かつ重要な事業であると私も評価しております。

今後さらなる活用が図られるよう、既存の運営方針等の見直しを行い、利用の促進を図るべきと思いますが、再度見解をお伺いします。

國枝委員長

榎本市民課長。

榎本市民課長

藤田委員の再質問にお答え申し上げます。

過去の実績や効果及び要望や意見などを参考にするとともに、他の制度との均衡も考慮して、市長答弁の繰り返しになりますが、有効的な活用を図るための方策等を今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

次は、これは要望として一言申し上げたいと思います。

この地域まちづくり推進事業は、私もいろんな機会でご質問してまいりました。地域活動は、これから一層重要なものとなり、市からの支援が必要となってくるものと考えております。市長答弁では、「事業のあり方などを含めて事業の有効な活用の方策等を検討する。」との答弁でありました。改めて、地域まちづくり推進事業の重要性を認識いただき、例えば、提案でございますが、同一事業への3回以上の助成であるとか、周年事業の年数の短縮、さらに地域の最大のイベントであります、祭り事業への助成など、地域にとって身近で活用のしやすい制度となるように検討をいただきたいことを強く要望しまして、この質問を終わりたいと思います。どうかよろしくご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2つ目のテーマ。小学校社会科副読本と郷土への愛着について、教育長に質問いたします。本市の小学校3年生、4年生が学習する小学校社会科副読本を3年生は年間70時間、4年生は90時間学習しています。この副読本は、わかりやすくまとめられており、北広島市のことをよく理解できるようになっています。この副読本に紹介されている施設の中で、わがまちに愛着を持てる、そして誇りに思えるものがいくつかあります。小学校時代に副読本で学習するだけでなく、百聞は一見に如かずということわざもあることから、次の6つの施設について、市内見学の実態についてお聞きします。郷土の愛着と先人を知ることができる施設として、エコミュージアムセンター知新の駅、旧島松駅通所。本市の文化を体験できる施設として、芸術文化ホール、市立図書館。全国に誇れる環境学習の施設として、バイオマス下水処理センター、クリーンセンター。この6つの施設における、

市内全小学校の見学学習の実施状況をお伺いをいたします。

1 回目の質問を終わります。

國枝委員長

吉田教育長。

吉田教育長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。

小学校社会科副読本と郷土への愛着についてであります。各学校では、3、4 年生の社会科において、地域について学ぶ副読本を活用し、調べ学習やフィールドワークなどを通して、地域社会への理解を深め、郷土への興味や関心を培っているところであります。

施設見学等の状況につきましては、エコミュージアムセンター知新の駅については6校、旧島松駅通所については5校、芸術文化ホールについては、音楽の集い等で全小学校、市立図書館については3校、下水処理センターについては2校、クリーンセンターについては2校となっているところであります。

以上であります。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは再質問いたします。

今教育長の答弁では、芸術文化ホールは全小学校が見学の機会をもっているということですが、他の5つの施設は全小学校では残念ながら見学されていないようであります。5つのそれぞれの施設に見学に行った学校についてお聞きしますが、それぞれの学校の交通手段、それから、それにかかった費用はどれくらいなのかお答えをいただきたいと思っております。

國枝委員長

佐藤教育部次長。

佐藤教育部次長

藤田委員の再質問にお答えします。

交通手段につきましては、校区内にある施設にはほとんどの学校が徒歩で訪問しており、校区外にある施設は、ほとんどの学校が借り上げバスを使用しているところであります。

費用につきましては、借り上げバスの費用を負担しておりますが、各学校から目的施設

への走行時間や距離も異なることから、一律ではありませんが、おおむね 1 台当たり 3 万円から 5 万円程度の料金を要しており、市内 5 つの施設への見学には、市内の小学校の総額で約 80 万円の借り上げバス料金を要しているところであります。

以上であります。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

一応、仮にという話で、お答えいただきたいと思うんですが、全小学校が仮に 5 つの施設を見学した場合、交通手段、費用はどれくらいかかると積算されるのか、お聞きいたします。

國枝委員長

佐藤教育部次長。

佐藤教育部次長

5 つの施設を全小学校が見学した場合については、交通手段としては先ほども言いましたように、校区内については徒歩、校区外については借り上げバスを使用するというふうに考えられます。費用については、先ほど答弁いたしました、バス料金を参考に算出すると、正確な費用の歳出は難しいところではあります、概ね 200 万円台の費用が発生するものと思われるところであります。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

仮に全小学校がこの 5 つの施設に行ったら 200 万円ということで、これは決して高い費用ではないのではないかと私は思っております。

次の質問として今後全小学校でこれらの施設を見学するようなカリキュラムと申しますか、学校における年間行事の中に組み込むことを検討すべきではないかと私は思っているんですが、どうでしょう。

國枝委員長

佐藤教育部次長。

佐藤教育部次長

お答えいたします。

小学校社会科につきましては、先ほどもありましたが、3年生が70単位時間、4年生が90単位時間という授業時数の中で、施設見学のほかに通常の授業を行っていることや、各学校が所在する地理的要因や、移動手段等の関係上これらの施設の全てを見学することは、指導計画上難しいものと考えられます。本市におきましては、ご質問のありました6つの施設以外にも副読本で紹介されている施設もあり、社会科の教育目標や内容に応じた観察、調査、見学等が行われるように、学校訪問の際に助言してまいりたいと考えております。

また、教育活動の中で見学等を行えない部分の補完につきましては、社会教育や家庭の協力も得ながら施設の体験、見学の機会を持つように啓発していきたいと考えております。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

すぐに簡単にとということにはならないとは思いますが、私が今回この質問をさせていただきましたのは、教育委員会で1つの目標は、各小学生に自己有用感を持って欲しいということで、さまざまな取り組みをしております。それは家庭においても、学校においても、自分は大切にされているんだ、自分の存在感を認めてもらえるような教育環境、これが小中一貫にも1つ貫かれているんだと思います。良く市内の方といろいろな話をすると、お子さんと保護者の会話の中で、「わが北広島の特徴はなんですか」また、「誇りはなんですか」となると、「なかなかないよね」というような会話が良く聞かれるわけです。私はこの北広島を見た場合、先ほど例として6つの施設を挙げましたが、こういう施設は他市に誇れるような、そういう郷土への愛着と誇りを持てる施設であろうと、私は認識をして、あえてこの6つの施設を取り上げたわけですが、そういう意味では、北広島は住み良さランキングで4年連続1位になっていると。このことが、小学生においてどこが1位なのかというのを、子どもたちがどのように理解しているのか。それによって誇りを持っているのかどうか。そういうことも含めまして、いわゆる自分の住んでいるまち、特に北広島から他市に行ったときに、「北広島ってどんなまち」と言われた時に、誇りを持って語れるようなことを、ぜひ小学生の時に体験していただきたいというふうに思って、今回この質問をしたところであります。最後に質問しますが、今回質問した施設は、この副読本にも掲載されており、北広島市に愛着と誇りを持つ上では、ぜひ見ておくべき施設ではないかと思っておりますけれども、再度見解をお聞きして終わりたいと思います。

國枝委員長

吉田教育長。

吉田教育長

藤田委員の再質問にお答えします。

ふるさとへの愛着と誇りの育成についてであります。学習指導要領における小学校社会科の目標といたしまして、「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」とあります。これらを受けまして、わがまちでは、社会科副読本北広島を独自に作成しまして、本市における郷土学習に資するように努めているところでもあります。未来を担う子どもたちに学校教育を通して郷土に関する興味や関心を高め、知識や理解を深める学習をはじめとしまして、社会教育や家庭教育を通してわがまちである北広島への愛着と、誇りを育てていくことは重要なことだと考えているところでもあります。

以上であります。

國枝委員長

以上で、公明党、藤田豊委員の総括質疑を終わります。

討論及び採決を行います。

初めに、討論及び採決を行います。

初めに、議案第 12 号 平成 28 年度 北広島市各会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶものあり)

討論なしと認めます。

議案第 12 号 平成 28 年度 北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

議案第 12 号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第 13 号 平成 28 年度 北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶものあり)

討論なしと認めます。

議案第 13 号 平成 28 年度 北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決及び認定すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

議案第 13 号は原案のとおり、可決及び認定すべきものと決しました。

お諮りいたします。

当委員会の審査の経過と結果の報告については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

当委員会の審査の経過と結果の報告については、正副委員長に一任と決しました。

以上で、決算審査特別委員会の全日程が終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉会いたします。

長時間ご苦勞様でした。(11:50)

委員長 國枝 秀信